

BCPによる中小企業の危機管理

令和5年9月7日

児嶋秀平

児嶋国際特許事務所・所長弁理士

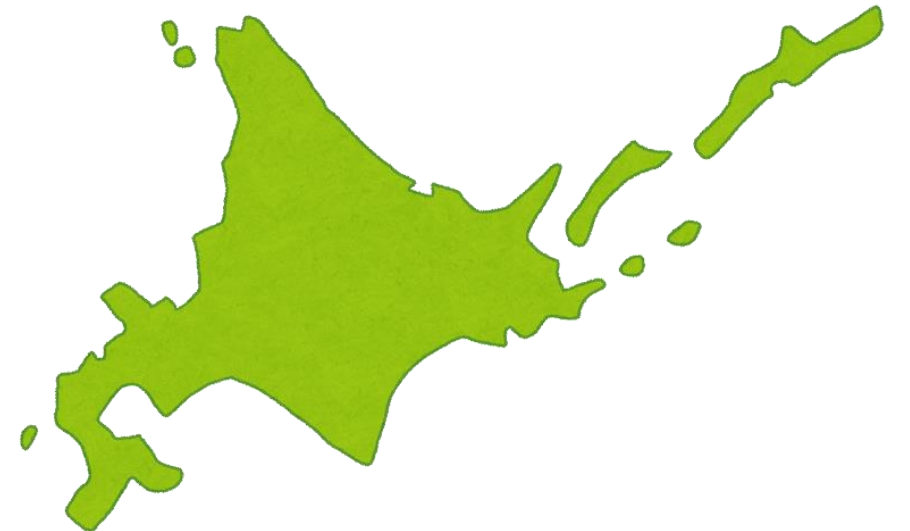
児嶋秀平 略歴



- ・ 昭和39年生まれ、滋賀県大津市出身
- ・ 昭和63年 通商産業省(現・経済産業省)入省
中小企業政策、経済協力政策、資源開発政策、原子力政策、警察行政 等
- ・ 平成25年 徳島県警察本部長
- ・ 平成28年 北海道経済産業局長
- ・ 平成30年 退官
- ・ 令和 3年 弁理士登録、個人事務所開業
- ・ 令和 4年 パナソニックホールディングス株式会社顧問

BCPとの関わり

- ・ 中小企業庁経営安定対策室長（平成16年～18年）
 - ・ 中小企業BCP策定運用指針（第1版）
 - ・ 中小企業のためのBCP（日刊工業新聞）
- ・ 北海道経済産業局長（平成28年～30年）
 - ・ 北海道BCP推進会議（第1回）
 - ・ BCP講演（札幌、帯広、釧路、根室、稚内、函館）



本講演の内容

I．中小企業に求められるBCP 15分

II．児嶋国際特許事務所のBCP 15分

I . 中小企業に求められるBCP

BCPとは

- ・ BCPとは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、
- ・ 事業資産の損害を最小限にとどめつつ、**中核となる事業**の継続あるいは早期復旧を可能とするために、
- ・ 平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画である。（中小企業BCP策定運用指針）

防災計画との違い

- ・ BCPは、被災することが前提。
- ・ BCPは、主に被災後の事業継続・早期復旧手順を規定。



BCPの構成要素(1)

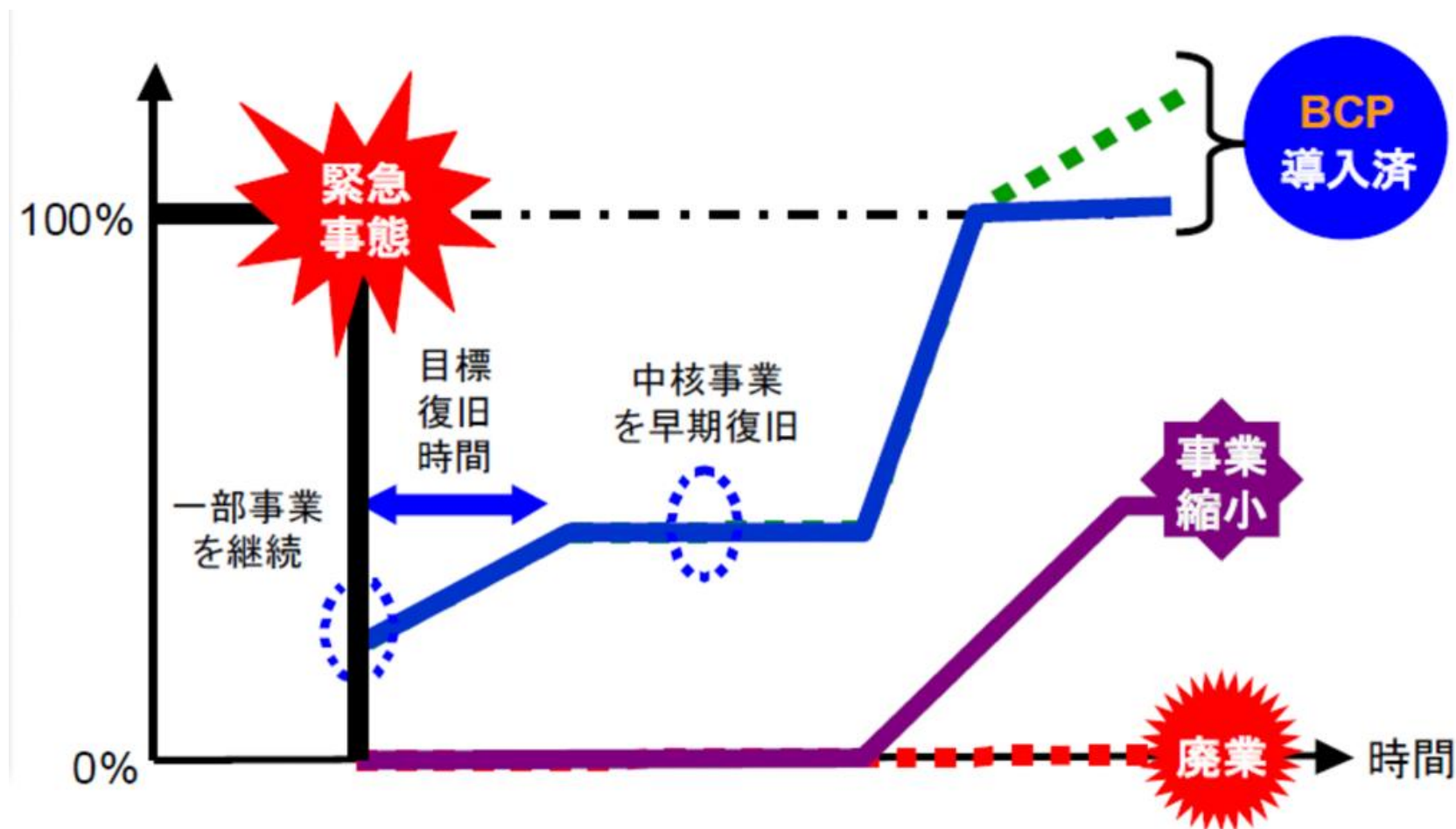
1. 想定災害: 自社が被災する可能性のある災害。立地を考慮。
2. 中核事業: 企業の存続に関わる最重要事業。**最優先**で復旧。
3. 重要資源: 中核事業を継続するために必要なヒト・モノ・カネ・情報。
4. 目標復旧時間: 中断した中核事業を復旧する目標時間。

BCPの構成要素(2)

- 5. 事前対策: 中核事業を中断せず継続するための平時の対策。
- 6. 初動対応: 被災直後に最低限必要となる対応手順。
- 7. 復旧対応: 中断した中核事業を**早期復旧**するための対応手順。



BCPの導入効果



出典) 中小企業BCP策定運用指針

中小企業にこそ、BCPが必要。

- ・ 災害による事業中断。→ 倒産・廃業に直結。
- ・ サプライチェーンの停止。→ 我が国経済安全保障上の重大リスク。



中小企業にこそ、BCPが適している。

- ・ 事業数が少なく、経営者の裁量が大。→ **中核事業**の特定が容易。
- ・ 従業員数が少ない。→ 訓練・運用が容易。



Ⅱ．児嶋国際特許事務所のBCP

経緯

- ・ 令和3年8月 事務所開業。
- ・ 令和3年10月 BCP策定、公表。
- ・ 令和4年2月 一部改訂(コロナ対応)。
- ・ 令和5年9月 事業継続力強化計画認定。



<https://www.kojima-ip.com/bcp>

構成

1. 目的
2. 想定災害
3. 中核事業
4. 重要資源
5. 目標復旧時間
6. 事前対策
- 7-1. 初動対応(地震、火災)
- 7-2. 復旧対応(地震、火災)
- 8-1. 初動対応(感染症)
- 8-2. 復旧対応(感染症)
9. 訓練及び計画改定

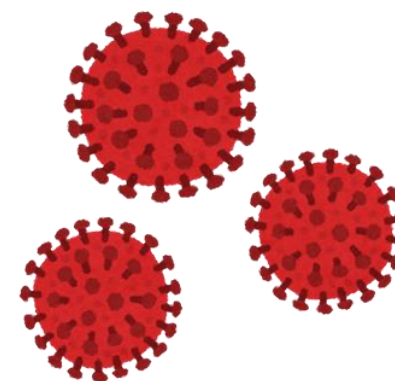
1. 目的

この計画は、自然災害の発生時に児嶋国際特許事務所が被災した場合にも中核事業を極力中断せず、中断しても復旧までの時間を最短化するための事前対策及び事後対応を定め、もって**お客様の利益**と事務所の信用を守り抜くことを目的とする。



2. 想定災害

当事務所は東京都目黒区目黒本町に立地するので、以下の災害が想定される。なお、目黒区のハザードマップによれば、目黒本町地区は床上浸水等の水害発生の可能性はほぼない。



ハザードマップ



2. 想定災害

1) 大規模地震

文部科学省によれば、マグニチュード7の**首都直下地震**の発生確率は今後30年以内に70%である。当事務所の建物は新耐震基準に適合しているが、震度7の場合は倒壊の可能性も否定できない。また、家具の転倒等により骨折等の人的被害が発生する可能性が高い。さらに、停電によりパソコン作業が不能となり、通信途絶により顧客との連絡が不能となる。かかる場合、一定期間の事業中断は避けられない。

2. 想定災害

2) 広域火災

目黒本町地区は木造住宅が密集しており、地区内で発生した火災が広く延焼しやすい。特に、大規模地震発生の直後に**広域火災**発生の危険性が高まる。当事務所も木造であるため、火災による建物及びパソコン等重要機器が焼失する可能性は常にある。かかる場合、一定期間の事業中断は避けられない。

2. 想定災害

3) 感染症のパンデミック

東京都区部は人口密度が高いため、**新型コロナウイルス**等のパンデミックが発生しやすい。当事務所はひとり事務所であるため、所長弁理士たる自分自身が感染し重症化すれば、快復までの期間は頭を使う業務が不可能となる。なお、たとえ重症化しなくても外出できなくなるが、事務所内に水及び食糧の備蓄があれば事業継続への支障は少ない。

3. 中核事業

当事務所の中核事業は、お客様から受注した案件のうち**特許庁**に係属中のものに係る業務である。特許庁の定める期限の徒過は得べかりし権利の喪失等につながり、お客様に与える損害及び当事務所が失う信用は甚大となるからである。

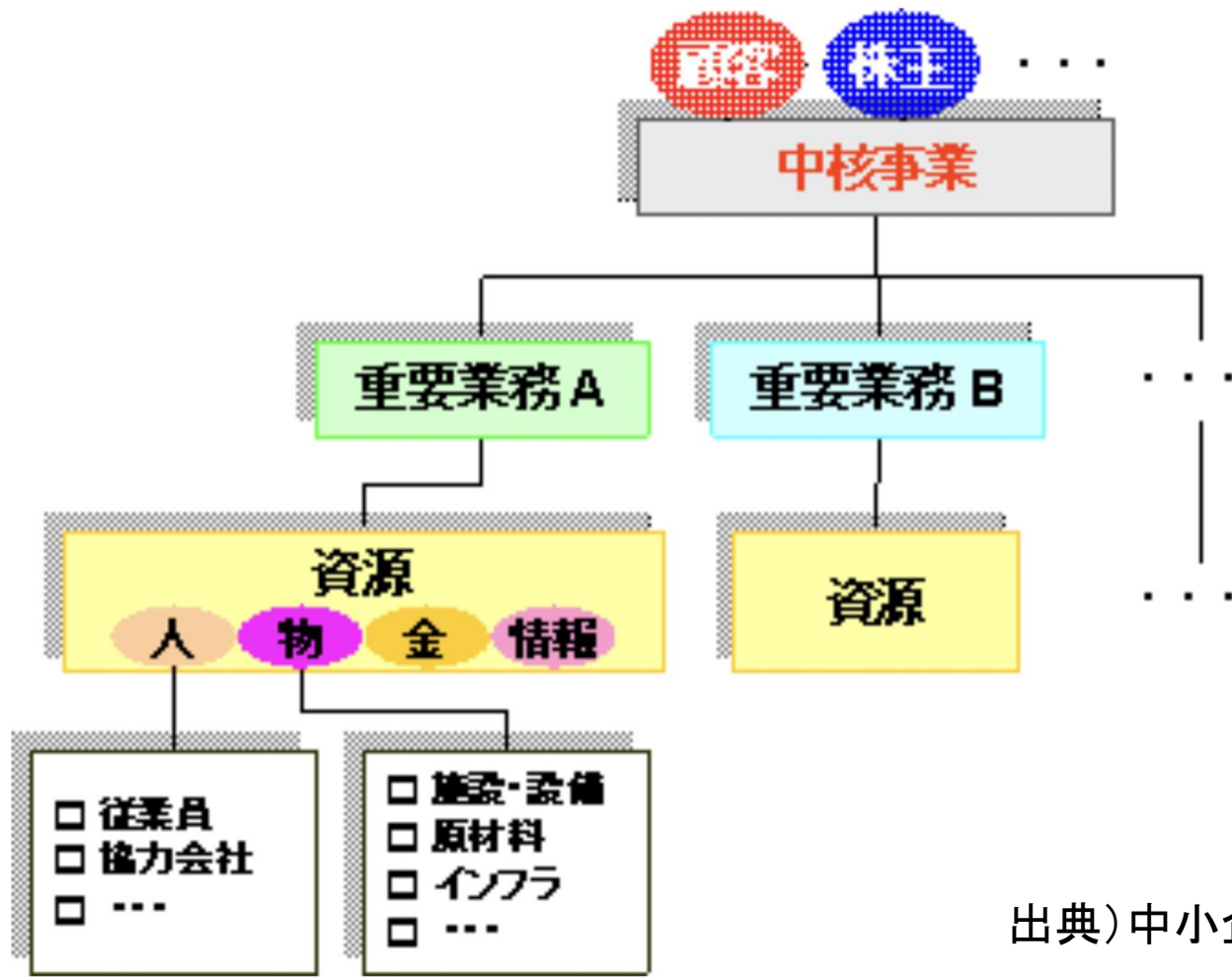


4. 重要資源

中核事業を継続するための重要資源は、ヒトにあつては所長弁理士たる**自分自身**、モノにあつては主たる作業及び情報通信手段たるノートパソコン、情報にあつては顧客データ及び作業データ、である。



中核事業と重要資源の関係



出典) 中小企業BCP策定運用指針

5. 目標復旧時間

仮に中核事業が完全に中断した場合でも、遅くとも**1週間以内**に復旧することを目標とする。



6. 事前対策

- 1) 停電対策: ノートパソコン・携帯の常時フル充電、自動車電源アダプタの調達。
- 2) パソコン喪失対策: 顧客データ及び作業データのクラウドへのバックアップ。
- 3) 自宅生存対策: 1週間分の水及び食糧の備蓄。
- 4) 感染症対策: 手洗い・マスクの徹底、ワクチンの定期接種。
- 5) 不慮の死亡対策: 遠方の特許事務所との相互案件引継協定の締結。

7-1. 初動対応(地震、火災)

- 1) 自分の安全確保、必要に応じ応急処置、救急車要請(119)
- 2) 家族の安否確認、必要に応じ応急処置、救急車要請(119)
- 3) 事務所の被災状況の把握、写真・動画撮影
- 4) 周辺地域の被災状況の把握、NHKニュース確認
- 5) 日本弁理士会への安否通報
 - ① 弁理士会からの安否確認メールの受信確認、返信
 - ② 受信不可の場合、bousai@jpaa.or.jpあてに、氏名・弁理士登録番号・被災情報を通報。



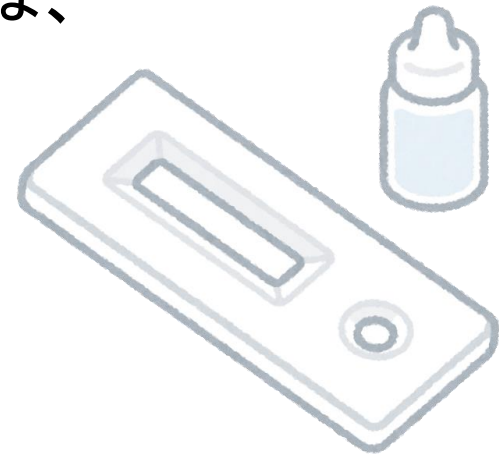
7-2. 復旧対応(地震、火災)

- 1) 避難時は、何は無くともノートパソコン(及び電源アダプタ)を最優先に持ち出す。
- 2) 避難場所(不動小学校又は林試の森公園)での電源及び通信環境の確保。
- 3) 事務所ホームページ、Facebook及びTwitterに、
被災の事実及び**目標復旧時間**を掲載。
- 4) 全てのお客様(継続中案件優先)に上記を個別連絡(メール又は電話)。
- 5) 期限到来間近の案件について、特許庁に延長交渉(03-3581-1101)。
- 6) 仕事ができる場所の探索・早期確保
(被災していない地域のコワーキングスペース等)



8－1．初動対応（感染症）

- 1) 抗原検査又はPCR検査で陽性の場合、**目黒区保健所**に通報(03-3715-1111)
- 2) 近藤医院に連絡・相談(03-5768-7317)
- 3) 軽症の場合は、自宅又は東京都の宿泊療養施設内で中核事業を継続。
- 4) 重症（パルスオキシメーターの数値が90以下）の場合は、
救急車を要請して入院(119)。



8－2. 復旧対応（感染症）

1) 重症の場合は、

事務所ホームページに感染・重症化の事実及び目標快復時間を掲載。

2) 上記を主要顧客に個別連絡（メール、電話）。

3) 期限間近の案件について、特許庁に**延長相談**（03-3581-1101）

4) 治療に専念し、早期快復に努める。



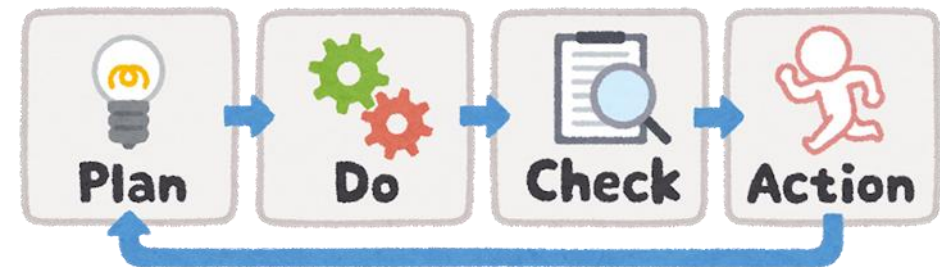
9. 訓練及び計画改訂

1) 毎年9月1日を、当事務所の「**BCPの日**」と定める。

2) 同日に、

地震又は火災を想定した初動訓練及び復旧訓練を図上又は実地に行う。

3) 訓練結果に基づき、また随時にこの計画を改訂する。



10. 備考

この計画は、

中小企業BCP策定運用指針（中小企業庁）に準拠している。

以上

注意点

- ・ 中小企業のBCPは、極力シンプルであるべき。
 - ・ 分厚いマニュアルは自己満足。平時に読まれず、有事に役立たない。
- ・ 中小企業のBCPは、公的支援制度を活用すべき。
 - ・ 中小企業庁：事業継続力強化計画認定制度
 - ・ 日本政策金融公庫：災害貸付制度
 - ・ 中小機構：小規模企業共済災害融資制度 等



事業継続力強化計画

- ・ 令和5年7月13日 講演依頼(←北海道経産局)
- ・ 7月15日 GビズID登録申請(→中企庁)
- ・ 7月24日 GビズID登録
- ・ 7月26日 事業継続力強化計画認定申請(→関東経産局)
- ・ 8月14日 **修正指示**(初動対応に「自治体への情報共有」を追記)
- ・ 9月 4日 認定通知



2 0 2 3 0 8 1 7 関 東 第 2 7 号
令 和 5 年 9 月 4 日

児嶋国際特許事務所
所長弁理士 児嶋 秀平 殿

関東経済産業局長 太田 雄彦

事業継続力強化計画に係る認定について

令和5年7月26日付けをもって申請のあった事業継続力強化計画については、
中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき認定する。

ご清聴ありがとうございました。

児嶋秀平

kojima@kojima-ip.com